

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成17年11月4日(2005.11.4)

【公開番号】特開2004-355519(P2004-355519A)

【公開日】平成16年12月16日(2004.12.16)

【年通号数】公開・登録公報2004-049

【出願番号】特願2003-155135(P2003-155135)

【国際特許分類第7版】

G 0 6 K 19/077

B 4 2 D 15/10

G 0 6 K 19/07

G 0 9 F 3/00

H 0 1 L 23/29

H 0 1 L 23/31

【F I】

G 0 6 K 19/00 K

B 4 2 D 15/10 5 2 1

G 0 9 F 3/00 M

H 0 1 L 23/30 R

G 0 6 K 19/00 H

【手続補正書】

【提出日】平成17年8月15日(2005.8.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

被着体用粘着部材と、

インレット支持体に回路を設けた回路基板上に、実装面側と反対の面を少なくとも覆う  
補強部材を設けたICチップを実装したインレットと、

クッション性を有する発泡性基材と、

を少なくともこの順に配置して備えるICラベル。

【請求項2】

インレットのICチップ実装面側と、被着体用粘着部材との間に設けられる中間層を更に備える請求項1記載のICラベル。

【請求項3】

前記発泡性基材が粘着性発泡基材である請求項1または2記載のICラベル。

【請求項4】

前記被着体用粘着部材が補強部材側粘着剤層と、粘着部材用支持体と、被着体側粘着剤層から構成される部材である請求項1、2または3記載のICラベル。

【請求項5】

前記被着体用粘着部材が粘着剤層のみから構成される部材である請求項1、2または3記載のICラベル。

【請求項6】

前記インレットのインレット支持体側が前記被着体用粘着部材に対向するように構成される請求項1、3、4または5記載のICラベル。

## 【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

## 【課題を解決するための手段】

本発明に係るICラベルは被着体用粘着部材と、インレット支持体に回路を設けた回路基板上に、実装面側と反対の面を少なくとも覆う補強部材を設けたICチップを実装したインレットと、クッション性を有する発泡性基材と、を少なくともこの順に配置して備える。

更に、インレットのICチップ実装面側と、被着体用粘着部材との間に設けられる中間層を更に備えても良い。

また、前記発泡性基材が粘着性発泡基材であっても良い。

また、前記被着体用粘着部材が補強部材側粘着剤層と、粘着部材用支持体と、被着体側粘着剤層から構成される部材であっても良い。

また、前記被着体用粘着部材が粘着剤層のみから構成される部材であっても良い。

前記インレットのインレット支持体側が前記被着体用粘着部材に対向するように構成される場合もあっても良い。